

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

税務調査の種類

Q: 税務調査には、いろいろな種類があるのですか。教えてください。

A: 税務調査は調査目的から、①課税処分のための調査、②滞納処分のための調査、③犯則事件のための調査に分けられ、調査の態様によって、①任意調査、②強制調査に分けることができます。

《調査の目的による分類》

- ①課税処分のための調査
適正な課税処分を行なうための調査です。
- ②滞納処分のための調査
滞納処分を行なうための、その対象者の財産を把握するための調査です。
- ③犯則事件のための調査
悪質な脱税等に対して犯則者の実行行為等犯則事実を確定するための調査です。

《調査の態様による分類》

- ①任意調査
任意調査には、調査の相手が調査に応じない場合に、罰則があるものとないものがあります。罰則のないものを「純粹の任意調査」といい、あるものを「間接強制を伴う任意調査」といいます。資料せんやお尋ね等法定外文書は「純粹の任意調査」に該当します。
- ②強制調査
強制調査とは、調査の目的のために処分を受ける者の承諾の有無を問わず強制的に行なう調査です。犯罪事件のための調査です。

